

令和4年 年頭のごあいさつ



独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 豊永 厚志

令和4年の新しい年を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症への対応に終始した1年でした。人やモノの移動が制限され、経済活動の停滞や事業環境の激変により、多くの中小企業・小規模事業者が困難に直面しました。

秋口以降、国内での感染拡大に落ち着きが見られ、徐々に経済活動が再開されているものの、新たな変異株の出現もあり、引き続き予断は許しません。

さらに、相次ぐ自然災害、世界的な半導体・原材料部品の供給不足、資源価格の高騰に加え、我が国の構造的課題である少子高齢化に伴う国内市場の伸び悩み、後継者難や人手不足、デジタル化の遅れといった懸案もあり、中小企業・小規模事業者にとって、今後も難しい経営の舵取りが求められることが予想されます。

一方、こうした事業環境下においても、事業を継続・発展させていくためには、いかにしてニューノーマルに柔軟に対応し、デジタル、グリーン、レジリエンスといった新たな需要・ニーズを捉え、新サービスの創出、事業の再構築などに取り組んでいくかにあります。今後はポストコロナを見据え、経営環境の変化を前提とした持続的な組織体制の構築、新たな成長・発展に向けた取組みを進めていくことが重要です。

中小機構は、従来から、デジタル化やIT導入、海外展開といった中小企業の経営課題に応じたハンズオン支援や、中小企業大学校での人材育成支援、スタートアップ企業の育成やインキュベーション施設の運営、国内外企業とのマッチングやECを通じた販路開拓支援、経営者の高齢化・環境の変化に応じた事業承継・再生支援、小規模企業共済や倒産防止共済といった共済制度の運営などを通じて、中小企業・小規模事業者の経

営や事業活動を支援してきました。

近年は、新たな設備投資や成長分野への投資、業態転換等、生産性向上や事業の再構築に前向きに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、中小企業生産性革命推進事業や事業再構築促進事業を通じた支援なども実施しています。

また、中小機構は昨年、「中小企業SDGs応援宣言」をいたしました。SDGsは企業にとって、事業の持続性を高めることにもつながります。中小企業がスムーズにSDGsを経営に取り入れられるよう、相談窓口の設置、セミナーや研修、特設ページを通じた情報提供、カーボンニュートラルや脱炭素化をテーマとした商談会の開催などにも積極的に取り組んでおります。

今後も引き続き、中小企業・小規模事業者の多様な支援ニーズに応え、経営環境の変化への対応と事業の継続を図るための支援を実施してまいります。

中小機構が運営する共済制度におきましても、小規模企業の経営者が事業活動を停止した後の生活安定を図るための制度として機能する小規模企業共済、万が一取引先が倒産した際に連鎖倒産を防ぐため貸し付けが受けられる経営セーフティ共済の2つの共済制度を確実に運営し、これまで以上に経営環境の変化への対応の円滑化を図ってまいります。

普及・加入促進にご協力いただいている皆様には、本年も引き続き、これまで以上に力を合わせ、中小企業・小規模事業者の支援にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、この1年が実り多い年になることを心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

小規模企業共済 10月～12月初回掛金納付者に『掛金払込証明書』を発送

令和3年10～12月の期間に小規模企業共済の初回掛金を納付された方*¹（令和3年10～12月に〈現金あり〉で加入された方・令和3年10月までに〈現金なし〉で加入し、10～12月に初回の口座振替となった方*²）に対し、2月上旬から中旬にかけて当機構から『掛金払込証明書』を発送いたします。

なお、〈現金あり〉で12月末までに加入申込みをしても、取扱機関での取次ぎが遅れた結果、加入承諾が翌年となるお客様もいらっしゃいます。その場合でもお申込みいただいた月が契約開始月となり、申込時に納付した掛金は契約した年の所得控除の対象となりますが、書類の取扱いは翌年となっているため、『掛金払込証明書』が発送されない場合があります。その場合は、加入申込みの際に加入窓口で発行された「領収書」にて確定申告を行うようご案内ください。

また、〈現金なし〉で加入申込みをし、初回の口座振替が令和4年1月以降となった方は、令和3年所得控除の対象となる掛金はございません。令和4年の所得控除に含めるようご案内ください。

※1 令和3年1月～9月の期間に小規模企業共済の掛金を納付された方（令和3年9月までに〈現金あり〉で加入された方・令和3

年7月までに〈現金なし〉で加入し、同年9月までに口座振替された方）には、令和3年11月中旬頃に『掛金払込証明書』を発送しています。（住所変更等によりお手元に届いていない場合は、下段をご参考に再発行のお手続きをご案内ください。）

※2 〈現金なし〉でご加入されたのち、令和3年9月までが未納となり、10～12月に初回の掛金納付をされた方を含みます。

〈掛金払込証明書の見本〉

小規模企業共済掛金払込証明書	小規模企業共済掛金の所得控除の証明について																
<p>令和3年1月から同年12月末日までのお払込状況を下記のとおり証明します。 内容をご確認のうえ、所得控除の申告をしてください。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">住所</td> </tr> <tr> <td>105-8453</td> <td>トキヨト ミナトドラ/モン 3-5-1 ドラ/モン377ビル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">チノシヨウ タカ</td> </tr> <tr> <td>契約年月</td> <td>共済契約者番号 CD</td> </tr> <tr> <td>R3年 10月</td> <td>1234567-89</td> </tr> <tr> <td>掛金月額</td> <td>掛金払込総額</td> </tr> <tr> <td>70,000円</td> <td>840,000円 (令和4年9月まで払込済)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">令和4年2月</p> <p>〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル 独立行政法人 中小企業基盤整備機構</p>	住所		105-8453	トキヨト ミナトドラ/モン 3-5-1 ドラ/モン377ビル	氏名		チノシヨウ タカ		契約年月	共済契約者番号 CD	R3年 10月	1234567-89	掛金月額	掛金払込総額	70,000円	840,000円 (令和4年9月まで払込済)	<p>○共済契約者が小規模企業共済掛金を払込んだ場合、小規模企業共済掛金控除の対象となります。</p> <p>○この証明書は、「給与所得者の保険料控除申告書」または「確定申告書」に添付して申告することになっております。</p> <p>申告に当たっては、特に下記の点にご留意ください。</p> <p>1 掛金払込金額の申告に当たっては、次の点をお間違いのないようご注意ください。</p> <p>(イ) 令和2年中に払込んだ掛金のうち、前納期間が12か月以内で、かつ令和3年1月以降の掛金に相当するものがある場合は、申告者の希望により、申告書には左記の掛金払込金額を記入してください。</p> <p>(ロ) 上記(イ)の場合で令和2年に前納掛金の申告を希望しないとき、及び令和2年中に払込んだ前納掛金で前納期間が13か月以上にわたる場合は、令和3年1月以降の掛金に相当するものを左記の掛金払込金額から除いて令和3年に繰越して申告してください。</p> <p>2 この証明書は、共済契約者本人の小規模企業共済掛金の所得控除の申告以外には使用できません。</p> <p>3 この証明書は、再発行いたしかねますので、大切に保管願います。</p> <p>○この証明書に係るご照会は共済相談室へお問合せください。 共済相談室 ☎050-5541-7171</p>
住所																	
105-8453	トキヨト ミナトドラ/モン 3-5-1 ドラ/モン377ビル																
氏名																	
チノシヨウ タカ																	
契約年月	共済契約者番号 CD																
R3年 10月	1234567-89																
掛金月額	掛金払込総額																
70,000円	840,000円 (令和4年9月まで払込済)																

小規模企業共済 『掛金払込証明書』の再発行について

『掛金払込証明書』の再発行は中小機構のホームページからでも行えます。

共済相談室（電話：050-5541-7171 土日祝日を除く平日午前9時～午後5時）にお電話いただいても再発行できますが、年末から年度末にかけてはお客さまからのお問い合わせが特に多く電話が大変混み合うことから、ご契約者さまが再発行をご希望される場合には、ホームページからのお手続きをご案内ください。24時間ご利用可能です。

また、インターネットやパソコンを使用できないご契約者さまは、プッシュフォン電話による自動発送サービス（自動音声応答：042-567-3308 午前6時～夜12時）からも再発行のお手続きが可能です。

なお、ホームページ及びプッシュフォン電話をご利用の場合、再発行される『掛金払込証明書』はご契約

者さまのご登録の住所にお送りします（新たな送付先を登録することはできません）。転居等、住所変更のお手続きが必要なご契約者さまには共済相談室にお問い合わせいただきますよう、ご案内をお願いいたします。

ホームページ

<小規模企業共済 トップページ>

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

小規模共済

検索

※トップページ内「よくあるご質問」に書類の再発行のご案内に関するリンクがございますので、こちらからお入りください。

共済金等請求時の留意事項

共済金等のお受け取りまでの期間を短縮するため、事務処理の迅速化に努めておりますが、請求書類等の不備により、お受け取りまでに時間がかかる場合があります。

以下に不備事項の多い例と主な留意点を記載しましたので、受付時にご注意いただき不備のないようご案内をお願いいたします。

また、書類等は「共済事業グループ 小規模共済給付課」宛に送付をお願いいたします。

1. 「小規模企業共済契約に係る共済金等請求書（様式㊦701）」に多い不備事項

(1) 共済契約者番号の未記入

(2) 実印の押印もれ・相違※

(3) 屋号つき口座の受取口座への指定
屋号つきの口座には振込できませんので、必ず請求者本人名義の預金口座がある金融機関名、口座番号等を正しく記入してください。

(4) 受取口座の金融機関の確認印もれ
共済金等の受取口座のある金融機関の窓口で口座確認を受け、確認印を押印してもらう必要があります。（金融機関届出印の押印欄ではありません。）

(5) 請求事由発生年月日の未記入
ただし、請求事由が老齢給付または任意解約の場合は、記入不要です。

(6) 受取方法の未記入
共済金の受取方法には、①一括受取り ②分割受取り ③一括・分割併用受取りの3通りがありますので、必ず希望する番号を選び○印をつけてください。ただし、②③の場合は一定の要件があります。

(7) 請求事由の未記入、誤記入
右面の請求事由一覧を参照の上、該当するコードを記入してください。

2. 添付書類に多い不備事項

(1) 退職所得の受給に関する申告書の未添付（添付が必要な場合のみ）

(2) 共済契約締結証書、印鑑登録証明書の未添付

- ① 共済契約者番号及び本人確認のため必要ですので、必ず添付してください。
- ② 締結証書を紛失した場合は、中小機構からご契約者さまに送付した共済契約者番号が記載されている書類を添付してください。
- ③ 任意解約、機構解約は添付書類として共済契約締結証書のみでお取扱いできますが、共済契約締結証書を紛失している場合は必ず印鑑登録証明書を添付してください。
- ④ 会社の役員でご加入されている方で、誤って法人の印鑑登録証明書を添付されている場合があります。必ず請求者個人の印鑑登録証明書を添付してください。
- ⑤ 印鑑登録証明書は、3か月以内発行の原本を添付してください。（返却不可）

(3) 個人事業廃止の事由を証する書類の未添付

例) 税務署に提出した個人事業の開廃業等届出書の写し（税務署の受付印があるもの、廃業年月日が明らかなもの）を添付してください。
なお、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を利用して個人事業の開廃業等届出書を提出した場合には、当該開廃業等届出書に加え、届出が正しく受理されたことがわかる「メール詳細」を提出してください。

(4) 会社解散・役員退任の事由を証する履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の未添付

3か月以内発行の原本を添付してください。

(5) 死亡請求に関する添付書類の不備

請求者が配偶者の場合は、ご契約者さまの戸籍謄本（死亡登記されたもの）を添付してください。請求者が配偶者以外の場合は、ご契約者さまの成人から死亡まで確認できる戸籍謄本を全て添付してください。いずれも原本を添付してください。

(6) 添付書類の証明者印の不備

証明が必要な場合の証明者印は、証明機関の代表者印を押印してください。

※請求事由に応じて、「小規模企業共済契約に係る共済金等の請求手続き要領」の別表1「請求事由別必要添付書類一覧」に掲げる書類が添付されているか確認してください。



解約について

Q 1 : 共済契約の解約には、どのような事由があり、掛金はどのくらい戻ってきますか。

A 1 : 次の3つの事由があります。

- ①**任意解約**……共済契約者が任意に行う解約
- ②**機構解約**……共済契約者が12か月分以上の掛金を滞納したとき、偽りその他不正の行為によって共済金の貸付けを受けようとしたとき等に機構が行う解約^(※1)
- ③**みなし解約**……共済契約者が死亡、会社解散、会社分割（その事業の全部を承継させるものに限る）または事業の全部を譲渡したときは、その時点で解約されたものとみなされます。ただし、共済契約が承継されていれば解約にはなりません。

解約手当金は、12か月分以上の掛金を納付した場合に、掛金総額^(※2)に対して下表のように75%～100%の支給率でお受け取りいただけます。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月～11か月	0%	0%	0%
12か月～23か月	80%	75%	85%
24か月～29か月	85%	80%	90%
30か月～35か月	90%	85%	95%
36か月～39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%

(※1) 偽りその他不正の行為により共済金の貸付けを受け、または受けようとしたときは、解約手当金の支給はありません。
 (※2) 掛金総額とは、納付した掛金から、既に貸付けを受けている場合の共済金貸付額の10分の1に相当する額を差し引いた額です。また、共済金貸付や一時貸付金の償還等に充てられた額も差し引かれます。

→ 「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済） Q & A」 38ページQ A 82及び42ページQ A 88参照

Q 2 : 任意解約する場合、どのような添付書類が必要ですか。

A 2 : 最新の共済契約締結証書が必要です。

最新共済契約締結証書を紛失している場合は、印鑑登録証明書（交付後3か月以内の原本）が必要です。

→ 「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済） Q & A」 38ページQ A 83参照

Q 3 : 解約手当金の受け取りまでに、どのくらい日数がかかりますか。

A 3 : 書類に不備がなければ、機構に書類が到着してから10日～2週間程度でお受け取りいただけます。

→ 「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済） Q & A」 37ページQ A 79参照

Q 4 : 個人事業を廃業したので共済契約を解約したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 4 : 個人事業の廃業による解約の場合、任意解約の場合と同じ手続きを行ってください。

→ 「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済） Q & A」 38ページQ A 83及び40ページQ A 86参照

Q 5 : 現在、貸付けを受けています。解約した場合、貸付金はどうなりますか。

A 5 : 解約手当金が共済金貸付や一時貸付金の未返済分に充当されます。したがって、解約手当金はその額を差し引いてお支払いします。貸付金の残高が解約手当金よりも多い場合は、解約後も返済する必要があります。

→ 「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済） Q & A」 37ページQ A 81参照

Q 6 : 解約手当金は、税法上どのように取扱われますか。

A 6 : 個人の場合は事業所得の収入金額、法人の場合は益金となります。

→ 「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済） Q & A」 42ページQ A 90参照

『経営セーフティ共済』は「中小企業倒産防止共済」の愛称です。

「小規模企業共済 掛金納付状況等のお知らせ」の見方

毎年3月末に、小規模企業共済制度の契約者に「小規模企業共済 掛金納付状況等のお知らせ」をお送りしておりますが、その見方について中小機構あてにご質問をいただく場合があります。ご質問の多いところについてまとめましたので、契約者からお問い合わせをいただいた際にご活用ください。

加入時から令和3年12月までに払い込まれた掛金納付状況です。
(掛金月額変更等の掛金区分に応じて表示されます。)

令和3年12月末時点でご加入いただいている方にお送りします。(現金なし)で加入し、12月時点で一度も払込みが無い方は、納付金額は0円と記載されます。

小規模企業共済 掛金納付状況等のお知らせ

加入時から令和3年12月までに払い込まれた掛金納付状況です。

令和3年12月末時点でご加入いただいている方にお送りします。(現金なし)で加入し、12月時点で一度も払込みが無い方は、納付金額は0円と記載されます。

これまでの掛金納付総額です。

掛金から貸付金等の弁済に充当した額です。

令和3年12月末現在の納付掛金残高です。

令和3年1月から12月までの掛金納付状況です。

これまでの掛金納付総額です。

掛金から貸付金等の弁済に充当した額です。

令和3年12月末現在の納付掛金残高です。

住所変更の届出及び「掛金納付状況等のお知らせ」の再発行について

契約者から、住所変更等により「掛金納付状況等のお知らせ」が届かないという連絡があった場合は、契約者の共済手帳に綴じ込まれている「届出事項変更申出書(様式⑩107)」に新住所等の必要事項をご記入の上、任意の様式に「掛金納付状況の再発行依頼」とご記載いただき、下記へ送付するようご案内ください。

住所変更終了後、「掛金納付状況等のお知らせ」を変更後の住所へお送りいたします。

なお、再発行に関するお問い合わせは、**共済相談室：TEL 050-5541-7171**へご連絡ください。

「届出事項変更申出書(様式⑩107)」等送付先 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
中小機構 共済事業グループ 小規模共済契約課あて

掛金納付状況のお知らせ(掛金納付状況兼領収書)の見方

毎年2月から3月にかけて、中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)のご契約者さまに「掛金納付状況のお知らせ」(掛金納付状況兼領収書)をお送りしておりますが、その見方について中小機構あてにご質問をいただく場合があります。ご質問の多いところをまとめましたので、ご契約者さまからお問い合わせいただいた際にご活用ください。

加入時から令和3年12月までに払い込まれた掛金の合計額
(毎月納付の掛金以外に、前納されている分も含まれています)

「共済貸付金の10分の1に相当する金額」+
「償還金または違約金に充当された金額」+
「承継時の返還金額」の合計額

令和3年1月から12月までの払込状況

年分	共済契約者番号	契約成立年月日	掛金月額
令和3年1月			円
令和3年2月			円
令和3年3月			円
令和3年4月			円
令和3年5月			円
令和3年6月			円
令和3年7月			円
令和3年8月			円
令和3年9月			円
令和3年10月			円
令和3年11月			円
令和3年12月			円
計			円

払込掛金合計額①	円	[払込掛金合計額] 払込まれた掛金の合計額です。ただし、後納増金は含まれません。
控除金合計額②	円	
払込掛金残額③(①-②)	円	[控除金合計額] 共済貸付金の%に相当する金額と掛金をもって共済金の償還、一時貸付金の償還又は違約金の納付に充てられた金額および承継時の返還金額との合計額です。[払込掛金残額] 払込掛金合計額から控除金合計額を差引いた掛金の残額です。
払込掛金残額のうち、掛金充当額	円	[掛金充当額] 払込掛金残額のうち、納付月の到来した掛金に充当された金額です。 [前納金] 払込掛金残額のうち、納付月の未だ到来しない前納金の預り額です。
払込掛金残額のうち、前納金	円	

掛金前納による減額金支払状況	解約年月日
取扱期間	
支払月	
支払金額	

令和3年12月末日現在

令和4年1月末日現在

解約年月日が印字されている場合は、既にご解約済です

払込掛金残額(=③)のうち、掛金として納付する月が到来したもので、既に掛金に充当した金額

掛金を前納されたことに伴い中小機構がお支払いした前納減額金と支払年月(令和3年6月支払者が対象)

払込掛金残額(=③)のうち、前納金として支払った額で、掛金として納付する月が到来していないため、中小機構がお預かりしている金額

「掛金納付状況のお知らせ」が届かない場合

ご契約者さまが事業所移転等をされた際に、中小機構に住所変更等の手続きをいただけていないため、「掛金納付状況のお知らせ」が届かないことが多くあります。

【**契約変更届出書(様式①113)**】が経営セーフティ共済の変更届となっております。【**契約変更届出書(様式①113)**】をご提出いただくことで、次回からの通知物に変更先の住所に送付されます。登録取扱機関で所定の手続き後、下記に送付をお願いいたします。

なお、「掛金納付状況のお知らせ」に関するお問い合わせは、**共済相談室：TEL 050-5541-7171**へご連絡ください。

【**契約変更届出書(様式①113)**】等送付先 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
中小機構 共済事業グループ 倒産防止共済契約課あて

各種と手続きで使用する様式のはんこレス化を行います

令和4年4月より、各種手続き様式につきまして、加入申込者及び契約者の押印の廃止を実施します。代表的な例として、両共済の契約申込書、掛金月額変更申込書についての押印廃止箇所を記載しておりますが、他の様式についても契約者の認印を中心に押印の廃止を行います。詳しくは下記ウェブサイトをご覧ください。

小規模企業共済

〈契約申込書の例〉

はんこレス実施内容については
右記QRコードからウェブサイト
をご確認ください。



捨印は廃止します。
記載内容を訂正する場合は、訂正箇所に訂正者がサイン、又は申込者の訂正印を押印してください。

認印であり、事業主自署によりサインも行われるので、押印は廃止します。

認印であり、本人自署によりサインも行われるので、押印は廃止します。

委託団体、代理店の押印を省略可とします。

〈掛金変更様式の例〉

認印であり、氏名、住所、生年月日、契約者番号の記載で本人確認を行うことができるため、押印は廃止します。

経営セーフティ共済

〈契約申込書の例〉

委託団体扱い：契約申込者→委託団体→機構
代理店扱い：契約申込者→→取組店（金融機関）→→提携店→機構

2020年4月第1版

**中小企業倒産防止共済
契約申込書** [機構行]

独立行政法人 中小企業基盤整備機構理事長 殿
下記のとおり「中小企業倒産防止共済契約約款」等を確認し、それらの内容について了承のうえ申し込みます。

共済契約者番号
(機構使用欄)

欄 申込者記入欄

①-1 事業所の所在地 郵便番号 都道府県

①-2 登記上の住所 (法人のみ記入) 郵便番号 都道府県

② 事業所の名称 漢字

③ 事業所の電話番号

④ 代表者氏名または個人事業主氏名 フリガナ 漢字

⑤ 代表者または個人事業主の生年月日 ①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 年 月 日 生

⑥ 企業形態 ①個人 ②株式会社 ③合名会社 ④企業組合 ⑤事業協同組合
⑦有限会社 ⑧合同会社 ⑨協業組合 ⑩商工組合
⑪土業法人 ⑫合資会社 ⑬事業協同組合

⑦ 資本金または出資金 円 ⑧ 従業員数 人

⑨ 主たる業種 主たる業種の内容 許認可番号 有効年月 年 月

⑩ 現在地での営業年数 年 月 ⑪ 現業種での営業年数 年 月

⑫ 最近1年間の売上高 円 ⑬ 国税滞り

⑭ 掛金月額 円 ⑮ 決算

⑯ 掛金前納申込 (前納方法を選択) ⑰ 希望しない ⑱ 希望する (7か月を選択) ⑲ 掛金納付額 (納付月分を含む) 円 ⑳ 掛金納付額 (納付月分を含む) 円

欄 委託団体・代理店記入確認欄

⑳ 確認年月日 令和 年 月 日 (機構使用欄) 令和 年 月 日

㉑ 委託団体番号 ㉒ 金融機関・店舗コード

確認項目、押印欄は裏面にもあります。ご注意ください。

捺印は廃止します。
記載内容を訂正する場合は、訂正箇所に訂正者がサイン、又は申込者の訂正印を押印してください。

印鑑登録証明書を添付する必要がない実印の押印は廃止します

〈掛金変更様式の例〉

委託団体扱い：契約者→委託団体→機構
代理店扱い：契約者→取組店（金融機関）→提携店→機構

**中小企業倒産防止共済
掛金月額変更申込書**

独立行政法人 中小企業基盤整備機構理事長 殿

次のとおり掛金月額の変更を申し込みます。

共済契約者記入欄 (記入日時点の情報をご記入ください)
※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共済契約者番号 A 記入日 令和 年 月 日

事業所の所在地 郵便番号 電話番号

事業所の名称 代表者氏名または個人事業主氏名

掛金月額変更申込の内容

① 増額 ② 減額

現在の掛金月額 円

変更後の掛金月額 円

掛金月額は、5,000円から200,000円まで、5,000円単位となります。

減額の場合の理由

① 事業規模縮小により従前の掛金月額による掛金の納付を継続する必要がなくなった。
② 事業経営の著しい悪化、疾病又は負債、危急の費用支出のいずれかにより、掛金の納付を継続することが著しく困難となった。
③ 共済金の貸付残高と掛金総額の10倍に相当する額との合計額が8,000万円に達した。

委託団体・代理店記入確認欄

共済契約者からの申込内容に誤りがないことを確認しました。

所在地 名称 電話番号

申込受理年月日 令和 年 月 日

委託団体番号 金融機関・店舗コード 担当者名

注 意 点

- 増額の場合の請求金額
本申込書を委託団体・代理店が受理した日によって、当月以降の請求金額が異なります。詳しくは裏面をご参照ください。
- 減額の場合の請求金額
本申込書を委託団体・代理店が受理した月より減額が適用されます。本申込書を委託団体・代理店が受理した日によって、当月以降の請求金額が異なります。詳しくは裏面をご参照ください。
- 減額の場合の理由
減額の理由は、経済産業省令で定められており、この理由以外は認められません。

《個人情報の利用目的について》
機構が月額変更申込書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成、締結証書作成の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金増額推奨の業務に利用します。

認印であり、氏名、住所、電話番号、契約者番号の記載で本人確認を行うことができるため、押印は廃止します。

委託団体、代理店の押印を省略可とします。

オンライン制度説明会を開催しませんか？

中小機構では、コロナ禍で、従来の対面による説明会の開催が困難になっているため、積極的にオンラインによる共済制度説明会を開催しています。

例年、小規模共済の加入はこれから確定申告時に増える傾向にありますので、是非この機会にオンライン説明会を開催しませんか？

【お問合せ】共済事業推進部共済事業企画課（普及ライン）電話03-5470-1690

〈岐阜県内の商工会議所を対象にオンライン合同説明会を開催〉

中小機構中部本部では、令和3年9月7日に岐阜県内の商工会議所（中津川商工会議所、恵那商工会議所、瑞浪商工会議所）の共済制度ご担当者様と、オンラインによる制度説明会を開催しました。この説明会は、①小規模企業共済制度の概要・進捗状況、②小規模企業共済制度と国民年金基金及びiDeCoとの制度の比較、③質疑応答の内容で開催され、計15名の皆様にご参加をいただきました。

また、令和3年10月20、26日（計3回、同一内容）には、年末（期末）処理、掛金前納手続き等に関するお問合せの多い事項をテーマとして、岐阜県内15商工会議所中、13商工会議所、計46名のご担当者様にご出席いただき説明会を開催いたしました。

今回は個別テーマを中心にご説明いたしましたが、ご担当になられてから間もない方向けの制度内容などの基礎編の開催など複数のご要望をいただいております。また、共通の課題をお持ちのご担当者もいらっしゃると思いますので、中小機構中部本部では、今回のような同一地域に所在される委託機関様へオンラインによる合同説明会の開催を推進していきたいと考えておりますので、ご希望がございましたらご相談ください。



東濃3商工会議所
合同説明会の様子
(9/7)



〈ITフリーランス支援機構のオンラインイベントに参加〉

ITフリーランス業界の健全化と活性化を求め、業界が抱える課題の解決と人材の流動的活用促進を目指す一般社団法人ITフリーランス機構 (<https://aitf.or.jp>) が令和3年11月17日に開催したオンラインイベントに参加させていただきました。イベントでは、ご参加の会員企業の皆様向けに小規模企業共済制度についての加入資格、掛金、税制上の優遇措置、注意点などについて説明し、傘下の会員の皆様への周知をお願いいたしました。フリーランスの方にとって様々なメリットを受けられる制度ですので、将来に備えて早めに準備していただければと思います。

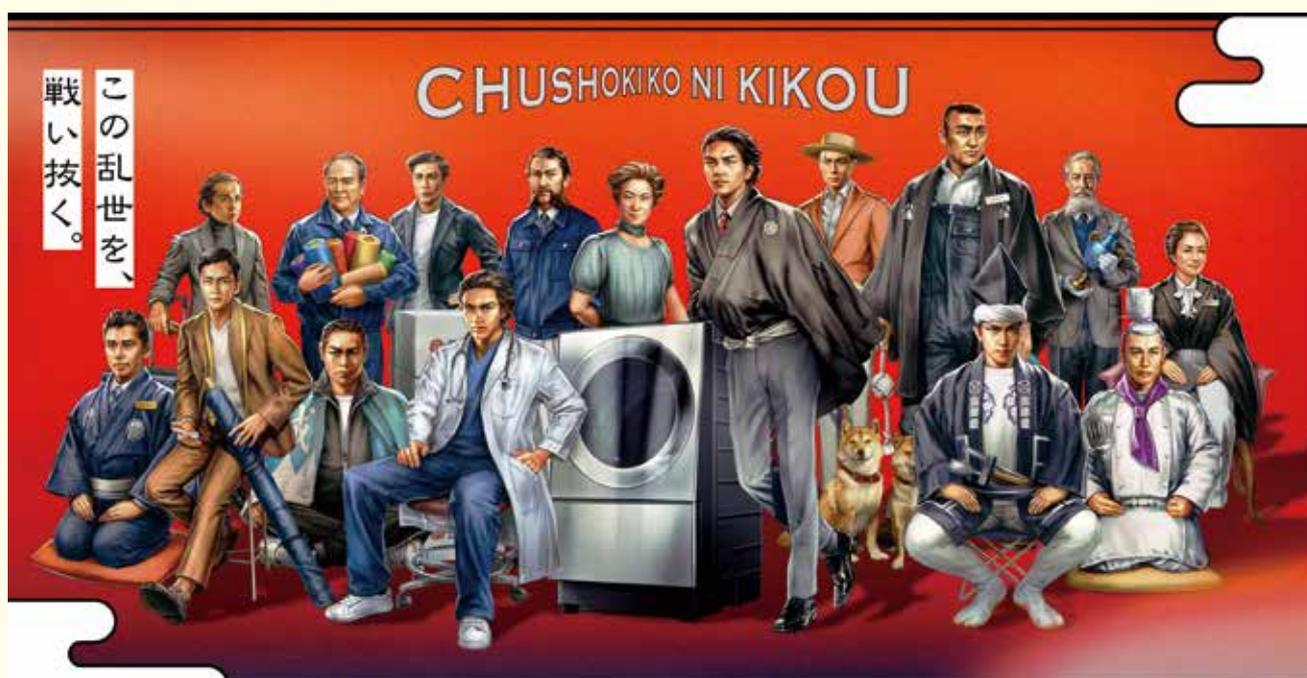


中小機構では今後も、オンラインによる制度説明会を積極的に開催していきます。

PRサイト「中小機構に聞こう！」をリニューアル

かの有名な志士たちが、ここ現代に？！

『激動の時代を戦った“幕末志士たち”』を中小企業経営者に見立て、各企業の経営課題に向けた支援策を紹介する、オリジナルコンテンツを展開



かの有名な志士たちが、ここ現代に？！

激動の時代を戦った志士たちのリーダーシップには、この乱世を戦い抜くためのヒントが、きっと隠されている。



独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決に繋がる支援情報を発信する、PRサイト「中小機構に聞こう！」を運営しています。昨年度、好評を得た「あの戦国武将が現代の中小企業経営者だったら」を、「幕末～明治維新」に舞台を置き換え、激動の時代を戦った幕末の志士たち16名を経営者に見立て、各々が抱える経営課題を通じて、支援策をわかりやすく紹介しています。また、本サイトのオリジナルコンテンツのひとつとして、自分がどんなタイプかがわかる『志士タイプ診断』を展開しています。

PRサイト「中小機構に聞こう！」URL <https://kikou.smrj.go.jp/>

「小規模企業共済制度」を学ぶ動画公開中！

商工共済ニュース2021年秋号で紹介させていただきました、

「小規模企業共済制度 委託機関担当者研修動画」はご視聴いただけましたか？



「小規模企業共済制度 委託機関担当者研修動画」

制度の基礎を短時間で学べます。
実際に加入申込があったら
どのように受け付ければ良いのか、
一緒に考えていく内容になっています。
是非、ご視聴下さい。

※動画のURLが変更になりましたので、ご注意下さい。

(限定公開)

<https://youtu.be/lyj3eD-5Us4>

検索

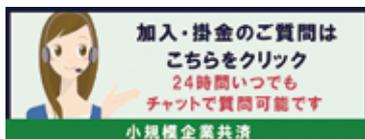


お問い合わせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**中小機構本部「共済相談コーナー」での対面相談は終了しております。**共済制度のお問い合わせにつきましては、共済相談室に電話でお問い合わせ頂くか、中小機構ホームページ内の、お問い合わせフォームやよくあるご質問、共済チャットボットでご案内しております。

共済相談室 **☎050-5541-7171** (営業時間：平日 午前9時～午後5時)

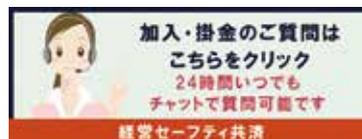
中小機構HP (共済制度) <https://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>



加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のホームページからご確認ください。

小規模共済

検索



加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のホームページからご確認ください。

経営セーフティ共済

検索



編集人 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
発行所 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

年4回発行

商工共済ニュース 2022年新春号